

1 処分年月日	令和6年3月22日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号または名称	日本ハウズイング株式会社
(2) 主たる事務所の所在地	東京都新宿区新宿一丁目31番12号
(3) 代表者氏名	代表取締役 小佐野 台
(4) 登録番号	国土交通大臣(5)第030805号
3 処分の内容	
<p>○指示処分(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条)</p> <p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、被処分者の役員並びに従業者に対し速やかに周知徹底するとともに、今回の違反行為の内容を踏まえた適切な再発防止策を講じ、それを継続的に実施すること。</p> <p>② 被処分者の役員並びに従業者に対し、法をはじめとするマンション管理業者が業務を行うにあたり必要な関係法令等(以下「関係法令等」という。)の遵守を徹底させるとともに、そのための社内研修・教育の計画等を作成し、それを継続的に実施すること。</p> <p>③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、関係法令等の遵守が可能な業務管理体制の整備を行うこと。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を令和6年4月19日までに文書をもって報告すること。 また、令和6年9月20日までに当該措置の実施状況を報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者が管理事務を受託している複数の管理組合において、管理組合財産を、被処分者の元従業員が窃取により毀損し、当該管理組合に損害を与えた。 このことは、法第81条第1号に該当するものである。</p>	